

令和5年4月1日

派遣事業におけるマージン率について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、マージン率を公開します。

1. 派遣労働者の数	2名(令和5年4月1日現在)		
2. 派遣先事業者数	2社		
3. 労働者派遣に関する料金額の平均額	15,400円(1日8時間当たり換算)		
4. 派遣労働者の賃金額の平均額	13,400円(1日8時間当たり換算)		
5. マージン率 ※	13.0%		
6. キャリアアップ・教育訓練に関する事項	個人情報保護に関する教育	無償	有給
	職種別・階層別研修	無償	有給
	商品研修	無償	有給
	他、ビジネススキル研修	無償	有給
7. 労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有		
労使協定の対象となる派遣社員の範囲	全ての派遣社員		
労使協定の有効期間の終期	毎年4月1日～翌3月31日		

※ マージン率には以下のものが含まれます。

- ・社会保険料(雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険)
- ・福利厚生費(有給休暇、健康診断、予防接種、保菌検査等)
- ・教育研修費(講習会受講費用・資格取得費用等)
- ・会社運営費

以上

株式会社キャリア・ン プロ